

新型コロナウイルス感染症から 福祉施設を守るための 公的施設の確保を

千葉県は障害者施設において、恐れていた新型コロナウイルス集団感染が発生しました。重度の障害者の入所施設等を運営する団体の方々も、一人でもコロナの感染症患者が発生すればクラスターは避けられず、生死にかかわる重大事態となるだけに、施設関係者は不安と緊張の日々を送っています。持病などから発熱もありうるだけに、感染の疑いありとなった場合や感染症患者が発生した場合の行政支援が急がれます。

6月市議会の一般質問では、福祉施設の職員や利用者の体調不良、濃厚接触の疑いは優先的にPCR検査を実施することや各施設への衛生用品・防護具等一式をすぐ配当すること、感染疑いのある入所者が療養できる場所の確保などを求めました。市は、衛生用品はマスク約6万5000枚を市内の福祉サービス事業所に配布し、防護具等は感染症患者が発生した入所施設等に配布できるよう体制整備することや、PCR検査の結果が判明するまでは、予防対策をしながら入所施設で待機することとしており、検査結果が判明するまでの公的施設を確保する予定はないとの考えでした。

その後、埼玉県は障害者(原則 身体障害者)の陽性患者受入病床の準備や陰性後の重症患者へのリハビリ提供、障害者施設への訪問アドバイスの取り組みを進める朗報が届いています。グループホームは看護職員の配置や1日を通じた常時の人員配置が必要とされていません。小規模な住居であることから仕切りもできない環境です。厚労省の事務連絡では施設管理者に医療との連携体制の確保や人員体制の確保、生活空間等の分けを検討しておくこととしています。また、実際、療養を行う場合に保健所は管理者と相談の上最終的な検討をおこなうこととしています現場任せではできません。市として保健所・医師会・事業所など、みんなで対応できる仕組みづくりを急いで行政主導で進める必要があります。

2020年7月12日 No.1567

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

新川口

商店改修事業補助金 ～新型コロナウイルス対策で制度改善～

川口市は市内で店舗を営む方が、店舗の集客力や買物環境を向上させるために店舗の改修を行う際に補助金を交付していますが、7月1日から、新たに新型コロナウイルス対策に関連する改修費及び改修工事と併せて購入した備品についても対象となりました。

そもそも、日本共産党川口市議団は商店改修事業補助金を川口市でも実施すべきと考えて、2013年11月20日に高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金について調べるために高崎市役所を訪れました。この制度は商店版住宅リフォーム助成制度とも呼ばれて個々の商店のリニューアルが進み、地元での経済効果が高く市民に喜ばれていたからです。高崎市内の商店が市内の業者に依頼して店舗を改装または備品を購入するときに費用を市が助成する制度で、改修工事の場合は20万円以上、備品購入の場合は10万円以上の場合、2分の1を市が助成します。助成金額の上限は100万円です。

視察もふまえて、川口市議会で繰り返して制度の創設を求め、2017年4月から川口市でも制度がスタートしました。しかしながら、誕生した川口市の制度は、予算規模も小さく、1件当たりの補助上限も低く、備品も対象外でした。日本共産党市議団は市内業者の声をもとに「使える制度」となるよう改善を求めてきました。

商店改修事業補助金 新たに追加された点

- ◎新型コロナウイルス対策に関連する改修工事、改修工事と併せて購入した備品代
- ◎対象経費(税抜き)の50%以内(千円未満切捨て)、1店舗あたり50万円を補助
- お問い合わせは川口市産業振興課商業観光係 電話 048-259-9018(直通)

**7月の
無料
法律相談**

◎日時/7月14日(火) 18時30分～
◎会場/日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

ご相談者が増えています。事前にご予約の上お越し下さい。相談ご希望の方は地域の党市議会議員、または下記電話までご連絡下さい。なお、コロナウイルス対策のため、申し込みの際は必ずご連絡先の電話番号をお知らせ下さい。よろしくお祈りします。

主催：日本共産党川口市議会議員団 川口市前川2-28-10 電話 048-267-8411

ひとり親世帯への 臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に収入の減少を支援するため、臨時特別給付金の支給がありますので、お知らせします。

1. 基本給付として以下の方が対象となります。

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給されるかた。
 - ② 年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）などを受け取っており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給がない方。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が減少したひとり親の方。（児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方）
- ※令和2年5月31日以前に、ひとり親となり、児童扶養手当の申請をしていれば、受給資格が得られたと推測される方も対象となります。

給付額は1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円です。

2. 追加給付として新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付。

基本給付の①又は②に該当するかたのうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方が対象となります。

給付額は1世帯5万円です。（申請が必要となります。収入が減少している旨を簡易な方法で行い、申請内容を確認の上申請のあった月の翌月に振り込まれます。）

3. ②、③に該当する方は申請が必要となり、支給手続きは以下の通りです。

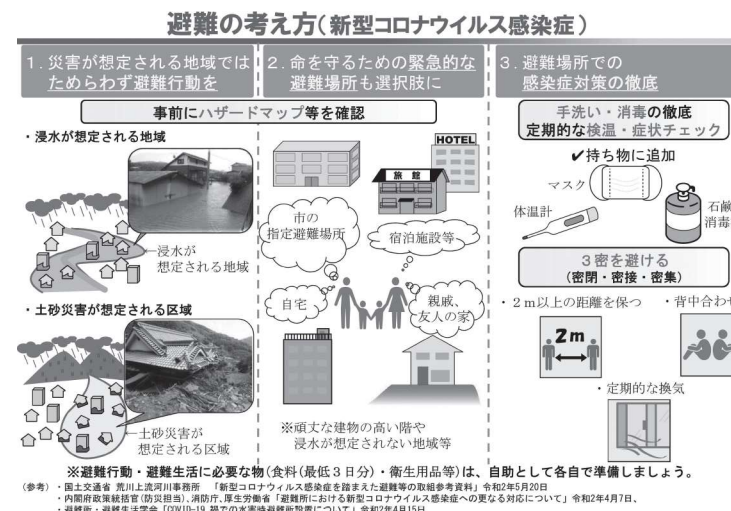
申請書（川口市「ひとり親世帯臨時特別給付金」ホームページよりダウンロードできます。）に振込口座などを記入して、必要書類とともに川口市に郵送で提出すると、申請内容を確認の上申請のあった月の翌月に振り込まれます。

お問い合わせは下記の通りです。

川口市役所「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
 ☎048-252-0256（受付時間：平日8:30～17:15）
 郵送先 〒332-8601川口市青木2-1-1
 「子ども育成課給付係内ひとり親世帯臨時特別給付金担当あて」

新型コロナ禍での避難所対策は

各地で集中豪雨が報告されています。梅雨を過ぎてもこれから台風の到来など、秋にかけて災害が起こりやすい季節を迎えます。このコロナ禍において、避難所での感染症の感染リスクをどのように回避すれば良いのか。川口市議会6月議会では、災害対策事業として避難所での感染症対策の備品購入予算が計上され、避難所のマニュアルも急ピッチで作成されました。



「避難所開設・運営の手引き」の内、「避難所における感染症対策について」

1. 感染予防対策について
 - ① 基本的な感染予防対策／入所の際の検温・手指の消毒・咳エチケットなど
 - ② 避難所の衛生環境の確保／避難所全体、トイレ対策について
 - ③ 避難スペースの確保や換気／避難スペースの確保・レイアウト・換気について
 2. 発熱、咳等の症状が出た避難者の対応
 - ① 専用スペース・個室及び間仕切りの確保
 - ② 動線……一般避難者との別動線を確保
 - ③ 区画の明示……専用スペース・トイレなど別スペースを明確化する
 3. 感染対策用の備蓄品
 - ① 市が備蓄している感染症対策用備蓄品…マスクと消毒液の備蓄
 - ② 施設にある資器材の有効活用
- 今後93か所の避難所に、プライバシー確保のためのワンタッチパーテーションを12張、それに合わせた屋根を4個、また非接触式電子体温計を5個配置する予定です。感染症対策として、これまで以上に自分の身を守るための所持品がホームページにも掲載されています。改めて、このコロナ禍での身の回りの災害対策をご確認ください。